

# 令和8年度狩猟免許更新に係る 適性試験及び講習の御案内

取得した狩猟免許は3年ごとに更新する必要があります。

岩手県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行います。

## 第1 更新できる狩猟免許の種類等

- (1) 令和5年度に取得または更新した網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
- (2) (1)の免許を所持する方で、有効期間の満了しない他の免許を有している場合は、その免許

## 第2 適性試験及び講習の日時及び場所

振興局等	日時	場所	申請受付期間
花巻	令和8年7月10日(金) 午後1時から	北上市 さくらホール 中ホール	令和8年5月25日(月) から6月8日(月)
一関	令和8年7月24日(金) 午後1時から	一関市 一関保健センター 多目的ホール	令和8年6月8日(月) から6月22日(月)
大船渡	令和8年7月31日(金) 午後1時から	気仙郡住田町 住田町農林会館 大ホール・多目的ホール	令和8年6月15日(月) から6月29日(月)
宮古	令和8年8月25日(火) 午前11時から	宮古市 宮古市民文化会館 中ホール	令和8年7月10日(金) から7月24日(金)
二戸	令和8年8月29日(土) 午後1時30分から	二戸市 二戸地区合同庁舎1階 大会議室	令和8年7月14日(火) から7月28日(火)
盛岡	令和8年9月1日(火) 午後0時30分から	盛岡市 都南文化会館・都南公民館 大ホール・小ホール	令和8年7月17日(金) から7月31日(金)

※ 入り口付近で受験者同士が密集しないよう、各自ご注意願います。

※ 各会場における注意事項の詳細は、試験を実施する振興局等の指示に従ってください。

## 第3 受験できる者

現に狩猟免許を有している者で、岩手県に住所を有している者とします。

## 第4 適性試験及び講習の内容

### (1) 適性試験

次の項目について試験を実施します。

- ア 視力
- イ 聴力
- ウ 運動能力

### (2) 講習

適性試験に合格した方を対象に、次の内容について講習を行います。

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具の取扱い
- ウ 鳥獣の判別
- エ 鳥獣の保護及び管理

## 第5 受験手数料

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許とも各1件 2,900円を岩手県収入証紙で納付してください。

第6 受験手続提出書類

次の書類を、申請受付期間内に住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部(保健福祉環境センターの所管区域にあっては、保健福祉環境センター)に提出してください。

提出書類	提出部数	備 考
狩猟免許更新申請書	1 部	様式第 13 号
写 真 (電磁的方法で記録されたものを含む。)	1 枚	6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。 なお、受験票に直接写真を貼付ける場合は、縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を使用してください。
受 験 票	1 枚	上記の写真を貼り、氏名、受けようとする狩猟免許の種類、試験日程を記載してください。 なお、受験票は、可能な限り厚紙に印刷してください。
受験票送付用封筒及び切手	1 式	市販の長形3号又は洋形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、110円切手を貼付すること。
本人確認書類の写し	1 枚	運転免許証等の顔写真付きで、現住所が確認できるもの。 なお、マイナンバーカードの写しの提出があった場合は、マイナンバーが記載された裏面部分を受領しないこと。
返信用封筒及び切手 (狩猟免許の郵送を希望する方のみ)	1 式	市販の角形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、朱書きで「簡易書留」と記載して提出してください。併せて、返信用切手 530円(180円+350円)を、封筒に貼付せずに提出してください。
医師の診断書 (診断書の有効期間は、発行後3か月以内とする。)	1 部	次のア～ウに該当しない者であることが記載してある医師の診断書 ただし、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による銃砲所持許可を現に受けている者は、当該許可に係る許可証の写しを提出することとし、医師の診断書を要しない。また、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による銃砲所持許可申請の診断書については、最新様式(令和6年4月1日改定)のみ使用することが可能であり、旧様式(平成30年4月1日以前改定)は使用することができない。  ア 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者 イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 なお、改正前の法の表現による診断書(精神病患者、知的障害者、癲癇病患者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚醒剤の中毒者でない旨)が提出された場合でも、法の基準を満たしていることから、これを受理してもよい。

## 第7 注意事項

- (1) 次の場合は、試験を受けることができなくなるので注意してください。
  - ア 試験開始時刻に遅れた場合
  - イ 受験中無断で退席した場合
  - ウ 他の者の迷惑になるような行動等を行った場合
  - エ 不正の手段によって試験を受け、又は受けさせようとした場合
- (2) 当日は、現有狩猟免許、受験票及び筆記用具を持参してください。
- (3) 現有狩猟免許は新狩猟免許が交付されるまでの間、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部が保管します。
- (4) 受験日は、受験票に記載した日に限られます。
- (5) 各会場とも駐車場に余裕がありませんので、公共交通機関を利用し、自家用車での来場は御遠慮ください。

## 第8 その他

災害その他やむを得ない事由で狩猟免許の有効期間内に更新を受けられなかった場合、一部免除による狩猟免許試験が受けられます。

詳しくは、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部までお問い合わせください。

## 第9 申込み先・問い合わせ先

申込みは、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部となります。

問合せは、下記申込み先又は岩手県環境生活部自然保護課（019-629-5371）までご連絡をお願いします。

申込書類（狩猟免許申請書、受験票、診断書）の郵送による取り寄せを希望する場合は、市販の角形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、140円切手を貼付したものを、住所地を管轄する広域振興局保健福祉環境部へ提出してください。ただし、郵送による申込みは受け付けませんのでご注意ください。

申込み先（問合せ先）	所管地区	電話番号
盛岡広域振興局保健福祉環境部	盛岡地区	019-629-6583
県南広域振興局保健福祉環境部	奥州地区	0197-48-2422
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	花巻、北上、遠野地区	0198-41-5405
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	一関地区	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部	釜石地区	0193-27-5523
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	宮古、岩泉地区	0193-64-2218
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	大船渡地区	0192-22-9814
県北広域振興局保健福祉環境部	久慈地区	0194-66-9681
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	二戸地区	0195-23-9219